

パートナーシップ宣誓制度の改正について

1 趣旨

区では、同性カップルの気持ちを受け止めるため、平成 2 7 年 1 1 月より「世田谷区パートナーシップ宣誓」を開始し、これまで 8 1 組の同性カップルの宣誓を受けてきた。

また、平成 3 0 年 4 月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、男女共同参画の基本的な施策として「性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」を掲げ、これに係る施策として「世田谷区パートナーシップ宣誓」を位置づけた。

パートナーシップ宣誓を開始して 3 年が経過し、他自治体においても同制度が行われるとともに、性的マイノリティ等を取り巻く環境も変化していることから、この間の当事者の要望等を踏まえ、パートナーシップ宣誓制度の見直しを行い制度の改正をする。

2 内容

別紙のとおり

3 今後の予定

平成 3 1 (2 0 1 9) 年 4 月 1 日 要綱、要領改正

パートナーシップ宣誓制度の改正事項概要（案）

1 改正事項

（１）性別要件

現 行	同性のカップルを対象としている。
改正案	自認する性が同性のカップルも対象とする。

理由：一方がトランスジェンダーで同性愛指向等のために本制度を利用したい人に対応するため。

要綱改正（追記）

（２）年齢要件

現 行	20歳以上。
改正案	民法上の成年であることとする。

理由：民法改正による成年年齢の変更時に本制度の改正を要しないようにするため。

要綱改正

（３）要件のうち他の人と婚姻していないことの確認方法

現 行	確認書において確認（自己申告）している。
改正案	宣誓要件における他者と婚姻関係にないことの確認ができる資料の提示を求める。

理由：本制度の信用性の向上のため。

事務処理要領改正（追記）

（４）住所要件

現 行	双方共に区内に住所を有するか、少なくとも一方が区内に住所を有し、もう一方が区に転入予定であること。
改正案	双方共に区外在住者でも共に世田谷区に転入予定であれば宣誓できることとする。転入予定の確認については、転入予定先が確認できる書類の提示とする。この場合は、転入手続き後に、転入したことを確認できる書類を提示させることとする。

理由：パートナーシップの事実を証明する書類を家主等に提示することにより、区内の賃貸住宅に入居できるという区外在住の同性カップルに対応するため。

要綱・事務処理要領改正（追記）

(5) 関係要件

現 行	宣誓希望者同士の関係が親子・兄弟・姉妹の場合は公序良俗に反することとし、宣誓できない。
改正案	宣誓希望者同士の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、宣誓できない。

理由：婚姻の場合の禁止事項との整合を図るため。

要綱・事務処理要領改正

(6) 宣誓書受領証

現 行	A 4 判
改正案	<ul style="list-style-type: none">・現行の A 4 判の受領証は従前どおり交付する。・加えて、希望者に小型（IDカードサイズ）の受領証を発行する。・過去に宣誓したカップルにも希望があれば交付する。・無料で発行する。

理由：宣誓者の利便性の向上のため。

要綱・事務処理要領改正（追記）

2 新規事項

(1) 照会に対する回答

現 行	（規定なし）
改正案	<ul style="list-style-type: none">・過去に宣誓した人から自身の宣誓に関する照会書の提出があった場合、回答書を送付することとする。

理由：宣誓後、しばらく経過した後に宣誓者から「勤務先の福利厚生担当から求められたため、新しい日付で発行された書面がほしい」等の要望があった場合に対応するため。


事務処理要領改正（追記）

パートナーシップ宣誓制度改正案 別添資料

- 1 世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱改正案
別紙 1 のとおり
- 2 世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理要領改正案
別紙 2 のとおり
- 3 宣誓書受領証
(1) 現行

(A 4 サイズ 改ざん防止用紙使用)(イメージ)

様式 2 (第 4 関係係)


パートナーシップ宣誓書 受領証

〇〇 〇〇 様 〇〇 〇〇 様

ここにおふたりが、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。
これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、人権の尊重として、性的マイノリティなどを理由に差別されることのないよう、人権意識の啓発や理解の促進をうたっています。
今後とも、おふたりが世田谷区でいきいきと活躍されることを期待いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

世田谷区長 保坂 展人

(2) 追加様式案

(I D カードサイズ (約 54 mm × 86 mm))

パートナーシップ宣誓書受領証

(宣誓者氏名) 様 (宣誓者氏名) 様

年 月 日に、おふたりが、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。
今後とも、おふたりが世田谷区でいきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日
世田谷区長 区長名

4 照会に対する回答

(照会書と回答書(作成例))

年 月 日
世田谷区長 あて
パートナーシップ宣誓について(照会)
依頼者 住所 氏名 電話番号
私のパートナーシップ宣誓について、下記のとおり照会します。
記
1 宣誓日 年 月 日
2 宣誓者 (氏名) (氏名)
3 その他 宣誓書の廃棄申請をしていないこと
世 第 号 年 月 日
様
世田谷区長 区長名 公印
パートナーシップ宣誓に関する回答
年 月 日付で照会のありました 様のパートナーシップ宣誓について、下記のとおり回答します。
記
1 宣誓日 年 月 日
2 宣誓者 (氏名) (氏名)
3 宣誓書廃棄申請 無

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 平成27年9月25日27世人男女第184号</p> <p>改正 平成28年4月1日28世人男女第23号 平成30年3月30日29世人男女第214号 <u>平成31年 月 日30世人男女第 号</u></p> <p>世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区基本構想の理念に基づくとともに世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号）第8条第1項第5号に規定する支援に係る施策として、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性（<u>自認する性を含みます。</u>）を同じくする2人の者をいいます。</p> <p>2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して宣誓することをいいます。 <u>(宣誓の要件及び方法)</u></p> <p>第3条 パートナーシップの宣誓は、<u>次の要件を満たす同性カップルに限り、行うことができます。ただし、第3号及び</u></p>	<p>○世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 平成27年9月25日27世人男女第184号</p> <p>改正 平成28年4月1日28世人男女第23号 平成30年3月30日29世人男女第214号</p> <p>世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区基本構想の理念に基づき、また世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号）第8条第1項第5号に規定する支援に係る施策として、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者をいいます。</p> <p>2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して宣誓することをいいます。 (パートナーシップの宣誓)</p> <p>第3条 パートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップル（次の要件を満たすものに限ります。）</p>

改正後	改正前
<p><u>第6号に掲げる要件のうち区長が適当と認めたものは、この限りではありません</u></p> <p>(1) 双方が<u>成年に達している</u>こと。</p> <p>(2) 双方が区内に住所を有する<u>こと</u>又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること<u>若しくは双方とも区内への転入を予定していること。</u></p> <p>(3) 双方とも<u>他の者と法律上の婚姻関係にないこと。</u></p> <p><u>(4) 双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。</u></p> <p><u>(5) 既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること。</u></p> <p><u>(6) 双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないこと。</u></p> <p>2 <u>パートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルが区職員の面前において住所、氏名及び日付を当該同性カップルのそれぞれが自ら記載したパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」といいます。）を、当該区職員に提出することにより行うものとします。</u></p> <p>3 宣誓書の受領は、区長が指定する場所において行うものとします。</p> <p>4 <u>区長</u>は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させることができます。 (宣誓書の写し等の交付)</p> <p>第4条 <u>区長</u>は、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し、收受印を表示した宣誓書の写しを交付するものとします。</p>	<p>が区職員の面前において住所、氏名及び日付を自ら記入したパートナーシップ宣誓書（様式1。以下「宣誓書」といいます。）を、当該区職員に提出することにより行うものとします。</p> <p>(1) 双方が20歳以上であること。</p> <p>(2) 双方が区内に住所を有すること、又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること。</p> <p>(3) 双方の関係等が公序良俗に反しないものであること。</p> <p>2 宣誓書の受領は、区長が指定する場所において行うものとします。</p> <p>3 第1項の区職員は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させることができます。 (宣誓書の写し等の交付)</p> <p>第4条 前条第1項の区職員は、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し、收受印を表示した宣誓書の写しを交付するも</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の宣誓書の写しには、当該宣誓書に関するパートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）を添付するものとします。</p> <p><u>3 前項に掲げるもののほか、希望するカップルには、双方に小型のパートナーシップ宣誓書受領証も添付するものとします。</u></p> <p>（宣誓書の写し等の再交付）</p> <p>第5条 区長は、前条第1項の同性カップルがパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書（第3号様式）を提出することにより宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方の再交付を希望する旨を申し出たときは、当該同性カップルに対し、宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方を再交付するものとします。</p> <p>（宣誓書の保存）</p> <p>第6条 区長は、宣誓書を10年間保存するものとします。ただし、第4条第1項の同性カップルの双方が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。</p> <p>（委任）</p> <p>第7条 この要綱の施行について必要な事項は、生活文化部長が別に定めます。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年11月1日から施行します。</p> <p>附 則（平成28年4月1日28世人男女第23号）</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行します。</p> <p>附 則（平成30年3月30日29世人男女第214号）</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行します。</p> <p><u>附 則（平成31年 月 日30世人男女第 号）</u></p> <p><u>この要綱は、平成31年4月1日から施行します。</u></p>	<p>のとします。</p> <p>2 前項の宣誓書の写しには、当該宣誓書に関するパートナーシップ宣誓書受領証（様式2）を添付するものとします。</p> <p>（宣誓書の写し等の再交付）</p> <p>第5条 区長は、前条第1項の同性カップルがパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書（様式3）を提出することにより宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方の再交付を希望する旨を申し出たときは、当該同性カップルに対し、宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方を再交付するものとします。</p> <p>（宣誓書の保存）</p> <p>第6条 区長は、宣誓書を10年間保存するものとします。ただし、第4条第1項の同性カップルの双方が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。</p> <p>（委任）</p> <p>第7条 この要綱の施行について必要な事項は、生活文化部長が別に定めます。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年11月1日から施行します。</p> <p>附 則（平成28年4月1日28世人男女第23号）</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行します。</p> <p>附 則（平成30年3月30日29世人男女第214号）</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行します。</p>

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理要領を改正する要領新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理要領</p> <p>この要領は、世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成27年9月25日27世人男女第184号。以下「要綱」という。）に基づくパートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1 要綱第3条第1項第6号関係（宣誓の要件） <u>要綱第3条第1項本文ただし書きに記載された「第6号に記載された要件のうち区長が適当と認める場合」とは、「双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないこと」に該当しない場合のうち、双方の関係が養子と養方の傍系血族との間であり、かつ、養子・養方関係になる前の関係が直系血族でも三親等内の傍系血族でもない場合をいう。</u></p> <p>2 要綱第3条第2項関係（宣誓の手続） <u>区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップル（以下「宣誓人」という。）に対し、宣誓をしたい日時を宣誓をしたい日の3日前までに区担当課に連絡させるものとする。</u></p> <p>3 要綱第3条第2項関係（本人確認、要件該当確認） 職員は、パートナーシップの宣誓の受付にあたり、<u>宣誓人が双方とも本人であること及び宣誓の要件を満たしていることを確認するために次のことを行うとともに</u>宣誓人にパートナーシップの宣誓にあたっての確認書（第1号様式）を記入させるものとする。 <u>（1）運転免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード、在留カード、健康保険証、その他公的機関からの郵便物等（以下「公的機関発行証明書等」という。）により宣誓人双方の本人確認、年齢確認及び住所確認を行うものとする。</u></p>	<p>世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理要領</p> <p>この要領は、世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成27年9月25日27世人男女第184号。以下「要綱」という。）に基づくパートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1 要綱第3条第1項関係 （1）パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）を受領する職員（以下「職員」という。）は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップル（以下「宣誓人」という。）に対し、宣誓書を提出する日時をあらかじめ区担当課に連絡するよう伝達するものとする。</p> <p>（2）職員は、パートナーシップの宣誓にあたり、その要件を確認するために、宣誓人にパートナーシップの宣誓にあたっての確認書（様式1）を記入させるものとする。</p> <p>（3）職員は、宣誓書を受領するにあたり、運転免許証、パスポート、住基カード、在留カード、健康保険証、その他公的機関からの郵便物等（以下「公的機関発行証明書等」という。）により宣誓人双方の本人確認を行うとともに、要綱第3条第1項第1号から第3号の要件を満たすことについて確認を行なうものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 宣誓人のいずれか又は双方が転入予定者である場合は、転入予定住所が確認できる書類の提示を求め、宣誓後1ヶ月以内に転入したことを確認できる書類の提示を求めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 要綱第3条第1項第3号の要件（双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと）を確認するため、宣誓人双方から戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の提示を求めるものとする。ただし、宣誓人のいずれかが外国籍の場合は、当該者に関しての本国官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書等の本国法により婚姻が認められることの要件を満たしていることを証明する書類及びその書類を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入すること。本人の翻訳でも可。）の提示を求めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 前号ただし書き以下の場合において、宣誓人同士が外国において当該国の法律に基づく同性同士の結婚をしたカップルであるために婚姻要件具備証明書又は独身証明書等の交付を受けられない者である場合は、宣誓人同士による結婚の事実を証明する公的機関の発行する書類（結婚証明書等）及びそれを日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入すること。本人の翻訳でも可。）の提示を求めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 第3号及び第2号に掲げる提示させる証明書類は、宣誓日の</u></p>	<p>(4) 要綱第3条第1項第3号の「双方の関係等が公序良俗に反しないものであること」とは、次のいずれにも該当しないことをいう。ただし、区長が特に認める場合はこの限りではない。</p> <p>なお、宣誓人が宣誓後にそのいずれかに該当することが明らかになった場合は、職員は、宣誓人にパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（様式2）の提出を求めるものとする。</p> <p>① 宣誓人のいずれか又は双方が、既に他の人と世田谷区パートナーシップの宣誓をしており、宣誓書の廃棄を申し出ていない場合</p> <p>② 宣誓人のいずれか又は双方が、他の人と法律上の婚姻関係にある場合</p> <p>③ 宣誓人同士が親子又は兄弟姉妹の関係にある場合</p>

改正後	改正前
<p><u>前1か月以内に発行されたものとする。</u></p> <p><u>(6) 宣誓人が宣誓後に要綱第3条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当しないことが明らかになった場合は、職員は、宣誓人にパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 要綱第3条第2項関係（宣誓書の確認）</u></p> <p>職員は、宣誓書を受領するにあたり、次の事項を確認するものとする。</p> <p>(1) 当該宣誓書に宣誓人双方の住所が記載されていること。</p> <p>(2) 当該宣誓書に記載されている住所が、<u>宣誓人から提示された公的機関発行証明書等</u>に記載されている住所と一致していること。</p> <p>(3) <u>宣誓人のいずれかが</u>区内への転入を予定している者であるときは、当該宣誓書に現住所及び転入予定の住所が記載されていること。</p> <p><u>5 要綱第3条第3項関係（宣誓書の受領場所）</u></p> <p><u>宣誓書の受領を受け付ける職員（以下「職員」という。）は、第2項に規定する宣誓人からの連絡の際に宣誓人と調整の上、宣誓書を受領する場所及び日時を決定し、宣誓人に通知するものとする。</u></p> <p><u>6 要綱第3条第4項関係（宣誓書の代書）</u></p> <p>職員は、宣誓人双方の同意を得て宣誓書を代書することができるものとする。</p> <p><u>7 要綱第4条第3項関係（小型のパートナーシップ宣誓書受領証）</u></p> <p>(1) <u>小型のパートナーシップ宣誓書受領証（以下「IDカードサイズ受領証」という。）は第4号様式とし、縦約54ミリメートル、横約86ミリメートルのサイズとする。</u></p> <p>(2) <u>パートナーシップの宣誓をした同性カップルがIDカードサイズ受領証の発行を希望するときは、職員は当該同性カップルに対し、小型パートナーシップ宣誓書受領証発行申込書（第5号様式）の提出を求めるものとする。ただし、別の書類による申込みでも受け付けるものとする。</u></p>	<p>(5) 職員は、宣誓書を受領するにあたり、次の事項を確認するものとする。</p> <p>① 当該宣誓書に宣誓人双方の住所が記載されていること。</p> <p>② 当該宣誓書に記載されている住所が、前項に規定する公的機関発行証明書等に記載されている住所と一致していること。</p> <p>③ 宣誓人の一方が区内への転入を予定している者であるときは、当該宣誓書に現住所及び転入後の住所が記載されていること。</p> <p>2 要綱第3条第2項関係</p> <p>職員は、宣誓書を受領する場所及び時刻を宣誓人に対して事前に指定するものとする。</p> <p>3 要綱第3条第3項関係</p> <p>職員は、宣誓人双方の同意を得て宣誓書を代書することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>r 8 要綱第5条関係（宣誓者からの照会）</u></p> <p><u>（1）過去にパートナーシップの宣誓をした者から、そのことを証する書類の発行を希望する旨の申出があった場合は、職員は当該申出をした者から照会書を提出させ、宣誓書を確認したうえで、回答書により回答するものとする。</u></p> <p><u>（2）照会書の内容は、次の例を参考に記載させるものとする。</u></p> <p><u>（照会書記載例）</u></p> <p><u>日付（照会書記載日）</u></p> <p><u>あて先（世田谷区長）</u></p> <p><u>件名「パートナーシップ宣誓について（照会）」</u></p> <p><u>申出者住所</u></p> <p><u>申出者氏名</u></p> <p><u>申出者電話番号</u></p> <p><u>本文「私のパートナーシップ宣誓について照会します。」</u></p> <p><u>照会事項</u></p> <p><u>1 宣誓日</u></p> <p><u>2 宣誓者（両名の氏名）</u></p> <p><u>3 その他 「宣誓書の廃棄申請をしていないこと」</u></p> <p><u>9 要綱第6条関係（宣誓書の廃棄等）</u></p> <p>（1）パートナーシップの宣誓をした<u>同性カップル</u>が宣誓書の廃棄を希望するときは、<u>職員は</u>当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（<u>第2号様式</u>）の提出を求めるものとする。</p> <p>（2）パートナーシップの宣誓をした同性カップルのいずれかの住所、氏名に変更があり、当該同性カップルがそのことを区に申し出ることを希望する場合は、職員は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書記載事項変更申出書（<u>第3号様式</u>）の提出を求めるものとする。</p> <p>（3）パートナーシップの宣誓をした同性カップルのうちいずれかが死亡し、<u>残る1人</u>が<u>宣誓書の廃棄</u>を希望する場合は、職員は当該<u>希望をした者</u>にパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（<u>第2号様式</u>）の提出を求めるものとする。</p>	<p>4 要綱第6条関係</p> <p>（1）パートナーシップの宣誓をした同性カップルの双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（様式2）の提出を求めるものとする。</p> <p>（2）パートナーシップの宣誓をした同性カップルのいずれかの住所、氏名に変更があり、当該同性カップルがそのことを区に申し出ることを希望する場合は、職員は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書記載事項変更申出書（様式3）の提出を求めるものとする。</p> <p>（3）パートナーシップの宣誓をした同性カップルのうちいずれかが死亡し、宣誓人の一方がそのことを区に申し出ることを希望する場合は、職員は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（様式2）の提出を求めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(4) パートナーシップの宣誓をした同性カップルのいずれか若しくは双方が区外に転出し、当該同性カップルが<u>宣誓書の廃棄</u>を希望する場合は、職員は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（<u>第2号様式</u>）の提出を求めるものとする。</p>	<p>(4) パートナーシップの宣誓をした同性カップルのいずれか若しくは双方が区外に転出し、当該同性カップルがそのことを区に申し出ることを希望する場合は、職員は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（様式2）の提出を求めるものとする。</p>